

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 5 年 6 月 14 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01297

研究課題名（和文）電気通信設備の接続に関する一般的制度から導出される実体規範に関する研究

研究課題名（英文）Study on the Substantive Norms Derived from the General Systems for the Interconnection of Telecommunications Facilities

研究代表者

福田 雅樹（Fukuda, Masaki）

大阪大学・社会技術共創研究センター・教授

研究者番号：30580211

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究においては、電気通信事業法に設けられている接続請求応諾義務及び接続の業務に関する業務改善命令の制度から導き出される実体規範の内容に関し、その沿革、接続に関連する他の諸制度及び接続に関する諸制度以外の電気通信ネットワークの構築に関連する新旧の諸制度、欧米における同種の制度、他の公益事業における類似の新旧の制度等を参照しつつ、関連する裁判例及び学説を分析することを通じて整理した。その上で、締約強制に関連する裁判例及び学説、継続的契約の解消に関連する裁判例及び学説、取締法規の私法的効果に関連する裁判例及び学説等を参照することにより、接続請求応諾義務の私法的効果についても考察を施した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究においては、電気通信事業法に設けられている接続請求応諾義務及び接続の業務に関する業務改善命令の制度から導き出される実体規範の内容並びに接続請求応諾義務の私法的効果に関し、これらが問題となる場面の異同に応じて解釈を整理した点において学術的な意義がある。また、本研究においては、接続請求応諾義務の名宛人の範囲又は対象とする電気通信設備の範囲の在り方に関し立法論上の示唆も見いだしており、電気通信事業分野の法政策の検討に裨益し得る点において社会的な意義がある。

研究成果の概要（英文）：In this study, the substantive norms derived from the duty to accept interconnection requests and the system of business improvement order concerning business on interconnection in the Telecommunications Business Act are analyzed by referring to the history of the said systems, other systems related to interconnection, new and old systems related to the construction of telecommunications networks other than those related to interconnection, similar systems in Europe and the U.S., and similar new and old systems in other public utilities, as well as by analyzing relevant judicial precedents and scholarly theory. In this study, the legal effects of the duty to accept interconnection requests under private law are also discussed by referring to judicial precedents and academic theories on forced contract, those on termination of long-term contract, those on regulatory provisions under private law.

研究分野：社会法学

キーワード：電気通信事業法 電気通信設備相互間の接続 電気通信事業の公共性 接続請求応諾義務 役務提供義務 業務改善命令 卸電気通信役務

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

電気通信設備の「接続」とは、複数の電気通信設備を電氣的に接続し、通信を可能とすることをいう。電気通信事業法においては、複数の電気通信事業者の電気通信設備相互間の円滑な接続を確保するため、電気通信事業者一般を名宛人として、接続請求応諾義務(32条)が規定されているとともに、接続に関する協定についての協議の開始又は再開の命令(以下便宜上「協議命令」という。)の制度及び当事者が取得し、若しくは負担すべき金額又は接続条件その他協定の細目(以下便宜上「細目」という。)についての裁定(以下便宜上「細目裁定」という。)の制度(35条)並びに接続の業務に関する業務改善命令の制度(29条1項11号)が設けられているほか、端末系伝送路設備を多く設置する電気通信事業者のみを名宛人として、その端末系伝送路設備の独占性又は寡占性に鑑み、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、当該端末系伝送路設備を中心とする一定の電気通信設備を総務大臣が指定し、指定を受けた電気通信設備との接続に関し、名宛人が取得すべき金額及び接続の条件を定める接続約款の設定及び変更の手續、所定の手續を経た接続約款によらない協定の締結の禁止等の制度も設けられている(33条、34条)。

本研究課題の申請時においては、協議命令に至った紛争及び細目裁定にまで至った紛争はそれぞれ若干件ずつ、接続の業務に関する業務改善命令に至った事案は0件であった。また、接続請求応諾義務の趣旨、効果等が争点とされた裁判例であって公刊されている判例集に搭載されたものは東京池判平26・6・19判時2232号102頁の1件にとどまっており、当該判決の評釈のうちにも接続請求応諾義務の趣旨、効果等自体の議論をしているものは見当たらなかった。このように、本研究課題の申請時においては、接続請求応諾義務及び接続の業務に関する業務改善命令の制度から導き出される実体規範の内容については、その議論の蓄積が乏しかったという背景があった。そのことは、現時点においても概ね同様の状況にある。

2. 研究の目的

本研究は、電気通信事業法に設けられている複数の電気通信事業者の電気通信設備相互間の接続に関する制度のうち、接続請求応諾義務及び接続の業務に関する業務改善命令の制度から導き出される実体規範の内容を解明するとともに、立法論上の示唆を得ることを目的とする。

3. 研究の方法

本研究においては、2.に掲げる目的を達成するため、接続請求応諾義務及び接続の業務に関する業務改善命令の制度に関し、その沿革、電気通信事業法に設けられている接続に関連する他の諸制度(協議命令の制度及び細目裁定の制度並びにこれらの前身、指定電気通信設備との接続に関する制度、電気通信紛争処理委員会による紛争処理の制度等)及び接続に関する諸制度以外の電気通信ネットワークの構築に関連する新旧の諸制度(業務委託に関する制度、約款外役務の提供に関する制度、卸電気通信役務の提供に関する制度(令和4年法70号により創設された指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供に関する制度を含む。)、認定電気通信事業に係る役務提供義務及び業務改善命令の制度等)、起草時に参照された欧米における同種の制度、他の公益事業におけるネットワークの構築に関連する類似の新旧の制度等を参照しつつ、関連する裁判例及び学説を分析することを通じて、解釈を整理した。

また、接続請求応諾義務は、私人たる電気通信事業者相互間において「接続をすべき旨の請求」という行為に対し「これに応じ」た給付をすることによって履行される義務であり、当該給付は私人間で協議を調べて締結される接続協定に基づくものであることから、私法的効果も問題となる。そこで、締約強制に関連する裁判例及び学説、継続的契約の解消に関連する裁判例及び学説、取締法規の私法的効果に関連する裁判例及び学説等を参照することにより、接続請求応諾義務の私法的効果についても考察を施した。

4. 研究成果

2.に掲げる目的を達成するため、3.に掲げる方法により研究したところ、詳細は略するが、成果として、次のような知見が得られた。詳細については、追って別稿を公表する予定である。(1) 接続請求応諾義務は、「接続すべき旨の請求を受けたときは」電気通信事業法32条各号に掲げる場合を除き「これに応じ」ずるために必要となることを行うことの義務、すなわち、同条の請求を受けたときに、同条各号に掲げる場合を除き、当該請求に係る接続を開始するとともに、当該請求に係る期間を通じて当該接続を継続することの義務からなるものと解される(同条の規定に関し「接続という行為義務自体を定めたものではなく、接続に関する協定を締結しこれを維持しなければならないことを定めたものである」とする下級審裁判例がある(東京地判平26・6・19判時2232号102頁)ほか、「接続の請求に対しその協議に応じる義務(協議義務)を定めるに過ぎず、接続協定を締結する義務(接続義務)までを課している」とまではいえない」との説(石岡克俊(編)『電気通信事業における接続と競争政策』241頁(三省堂、平24)(石岡克俊))、「大綱協議を開始すること」を含意にするに過ぎない」との説(石岡(編)・同前・82頁〔宮下和昌])等も見受けられるが、同法の規定における「接続」、「接続

に関する協定」の「締結」、「協定の締結」の「協議」等の字句の精緻な使い分け及び電気通信事業法施行規則23条の4第2項1号イ(2)等の規定ぶりに鑑みると、同法32条の規定の第一次的な解釈としては、「接続すべき旨の請求」に「応」ずる義務、すなわち、「請求」に「応」ずるために必要となる「接続」の給付義務を創設するものと解される。)当該義務を履行するためには、その前提として、同条各号に掲げる場合を除き、当該接続を開始し、当該請求に係る期間を通じて継続するために必要となる債権債務関係を当事者間において形成する接続協定を締結するとともに、当該請求に係る期間を通じて当該接続協定を維持して当該債権債務関係を継続することが必要となる。当該接続協定を締結するためには、その前提として、当該接続協定の締結に関する協議(当該接続協定の細目についての協議を含む。)を行い、当該接続協定の細目についての協議を調えることが必要となる(当該接続協定の細目について細目裁定があった場合といえども、当該接続協定の締結に関する協議に付された事項のうち、当該細目裁定に定める細目以外の事項については、やはり協議を調えることが必要となる。)これらのこと並びに協議命令の制度及び細目裁定の制度が同条の規定を担保するために設けられていること(東京地判・前掲・参照。)並びに細目裁定の制度が(接続協定の締結についての裁定の制度ではなく)あくまでも接続協定の細目についての裁定の制度に過ぎないことに鑑みると、同条の請求を受けた電気通信事業者は、同条の規定により、同条各号に掲げる場合を除き、当該請求に係る接続に関し接続協定の締結に関する協議(当該接続協定の細目についての協議を含む。)を行い、当該接続協定の細目についての協議が調い次第、当該協議の結果に基づいて当該接続協定を締結した上で、当該接続協定に基づいて当該接続を開始するとともに、当該請求に係る期間を通じて当該接続協定を維持して当該接続を継続することの義務が課されているものと解される。すなわち、接続請求応諾義務とは、同条の請求を受けたときに当該請求に係る接続に関する接続協定の締結に関する協議(当該接続協定の細目についての協議を含む。)を行う義務(以下便宜上「協議義務」という。)当該接続協定の細目についての協議が調い次第当該協議の結果に基づいて当該接続協定を締結するとともに、当該請求に係る期間を通じて当該接続協定を維持する義務(以下便宜上「接続協定締結・維持義務」という。)及び当該接続協定が締結され次第当該接続協定に基づいて当該接続を開始し、当該請求に係る期間を通じて当該接続協定に基づいて当該接続を継続する義務(以下便宜上「接続義務」という。)からなるものと解される。

(2) 接続請求応諾義務を創設する電気通信事業法32条の規定は、同条各号に掲げる場合を除き、同条の請求に係る接続及び当該接続による電気通信役務の提供を可能とするという個別的な利益を、個々の請求ごとに、専ら当該請求をした電気通信事業者のみに個別的に享受させるものである。当該利益は、専ら当該電気通信事業者のみが個々の請求ごとに個別的に享受することとなる個別的な私益であるが、当該私益の保護によって「利用者利便の増進及び公正競争の促進」(情報通信審議会「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について 答申」5頁(平20)参照。)という公益が保護増進されることが予定されている。この個別的な私益がいわゆる反射的利益として享受されるに過ぎない利益ではなく、法律上保護された利益として個別的に保護されるものであるのか否かが問題となる。この問題は、立法上選択された同条の請求に係る接続の確保に係る秩序の維持による公益の保護増進と当該請求をした電気通信事業者の私益の保護とが不可分一体であって(立法上選択された秩序の維持・実現と法律により創設された主観的利益の保護とが不可分一体である場合に当該主観的利益が主観的法益として保護されることを説くものとして、興津征雄「競争秩序と事業者の利益」民商150巻4・5号552頁(平26)参照。)当該私益が「公益を代表する私益」(仲野武志『法治国原理と公法学の課題』3頁(弘文堂、平30)参照。)であるのか否かという問題である。

この点に関し、電気通信事業法32条各号については、「接続の請求を受ける」電気通信事業者「の利益と接続を求め」電気通信事業者「の利益を調和するため」に「定め」られているものと説かれている(電気通信事業紛争処理委員会「答申書」第2(検討)2(1)(平15・8・20電委57号)参照。)このことは、同条の規定が同条の請求をした電気通信事業者の利益について、これを当該請求を受けた電気通信事業者の利益と調和せしめ(この調和は、請求ごとに判断される。)以て個別的に保護するものであることをもその含意とするものと解される。

また、協議命令の制度については、接続協定の締結を申し入れた電気通信事業者、すなわち、電気通信事業法32条の請求をした電気通信事業者による申立てがあることを条件として発動するものと規定されている。また、協議命令をしようとするときには聴聞を行わなければならない(161条1項)利害関係人が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときにはこれを許可しなければならない(同条3項)が、この許可については主宰者の裁量が許されず、利害関係人の聴聞への参加が保障されているものと解されている(逐条解説・改訂版651頁参照。)が、当該請求をした電気通信事業者についてはこの利害関係人に該当するものと解されている(第195回電気通信審議会電気通信事業部会議録(平12・10・20)〔田中業務課長発言〕参照。)細目裁定の制度については、当事者に申請権が規定されている。業務改善命令の制度については、申立権も申請権も規定されていないが、同法が「電気通信事業の公共性にかんがみ、その運営を適正かつ合理的なものとするとともに、その公正な競争を促進することにより、電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者の利益を保護し、もつて電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保を図り、公共の福祉を増進することを目的とする」(1条)法律であり、同法32条違反は「電気通信設備の接続・・・の業務に関し不当な運営を行っていること」(29条1項11号)に該当し、同法32条違反により同条の請求に係る接続及び当該接

続による電気通信役務の提供の「業務の適正な実施に支障が生じている」(同号)電気通信事業者は利害関係人に該当し、協議命令と同様に聴聞への参加が保障されているものと解される。これらのことから、協議命令の制度、裁定の制度及び接続の業務に関する業務改善命令の制度については、同条の請求をした電気通信事業者の利益を法律上保護された利益として個別的に保護することをもその目的として包含するものと解される。接続請求応諾義務を創設する同条の規定については、これらの制度により担保されるものと説かれている(東京地判・前掲・参照。)

これらのことから、電気通信事業法32条の規定については、同条の請求をした電気通信事業者の当該請求に係る接続及び当該接続による電気通信役務の提供を可能とするという個別的な私益を法律上保護された利益として個別的に保護することをもその目的として包含する保護法規と解されよう(しかして、この私益は「公益を代表する私益」であり、その保護と同条の規定により立法上選択された秩序の維持・実現とは不可分一体であると解される。)

電気通信事業法32条各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、同条の請求に係る接続に関する接続協定の締結に関する協議(接続協定の細目についての協議を含む。以下同じ。)に応じないことは、接続請求応諾義務(そのうちの協議義務)に違反することから、保護法規としての同条の規定に違反するものとして不法行為法上の違法性が一応推定され得よう。同条各号に掲げる場合に該当せず、かつ、同条の請求に係る接続協定の締結に関する協議に応じてはいるが、当該接続協定の細目についての協議が調っていない段階において当該接続協定の締結に応じないことは、同条の規定に違反しないため、保護法規としての同条の規定に違反することを理由とする不法行為とはならない。同条各号に掲げる場合に該当せず、かつ、同条の請求に係る接続に関する接続協定の細目についての協議が既に調っている段階において当該接続協定の締結に応じないこと(当該接続協定の細目についての協議が既に調っていることとは、当該接続協定を締結する場合における当該接続協定についての細目についての協議が既に調っていることを意味するに過ぎない。)は、同条に規定する接続請求応諾義務(そのうちの接続協定締結・維持義務)に違反し、保護法規としての同条の規定に違反するものとして不法行為法上の違法性が一応推定され得よう(当該違法性は、あくまでも保護法規としての同条の規定の違反に係る違法性であり、誠実に協定の成立に努めるべき信義則上の義務の違反に係る違法性とは異なる。)。接続協定の締結以後の段階における問題については、接続請求応諾義務違反か否かを問うまでもなく、接続協定という契約の違反の有無を問えば足りる。

(3) 電気通信事業法32条の請求を受けた電気通信事業者が、同条各号に掲げる場合に該当しないにもかかわらず、当該請求に係る接続に関する接続協定の締結に関する協議に応じないとしても、協議の態様が特定されないため、協議の給付判決はできない。同条各号に掲げる場合に該当せず、かつ、当該電気通信事業者が当該接続協定の締結に関する協議に応じてはいるが、当該接続協定の細目についての協議が調っていないという段階において当該電気通信事業者が当該接続協定の締結に応じないことは、そもそも同条の規定に違反しない。同条各号に掲げる場合に該当せず、かつ、当該接続協定の細目についての協議が既に調っているという段階に至っているにもかかわらず、当該電気通信事業者が当該接続協定の締結に応じないという場面においては、当該請求をした電気通信事業者が当該請求を受けた電気通信事業者を相手取って当該接続協定の締結の承諾の意思表示を裁判上請求し得るのかどうか問題となり得る。

電気通信事業法32条各号に掲げる場合に該当せず、かつ、同条の請求に係る接続に関する接続協定の細目についての協議が既に調っているという段階に至っているにもかかわらず、同条の請求を受けた電気通信事業者が当該接続協定の締結に応じないという場面において、当該電気通信事業者を相手取って接続協定の締結の承諾の意思表示を裁判上請求し得るのかどうかという問題に関し、過剰介入を防止するため比例原則の見地から検討するに、適合性、必要性及び均衡性のいずれについても、それぞれ次のように肯定されよう。適合性については、接続協定の締結の承諾の意思表示が判決により強制されれば同条の目的の達成に資することから肯定されよう。必要性については、承諾の意思表示の強制よりも緩やかな手段の候補としては接続の業務に関する業務改善命令及び同電気通信事業の登録の取消しの二つが挙げられる。しかしながら、同条違反を業務改善命令により抑止しようにも業務改善命令違反に係る罰則(200万円以下の罰金)では抑止力が限定的であり、承諾の意思表示の強制と同程度に同条の目的を達成し得る保障がない。また、同条違反又は業務改善命令違反を理由として電気通信事業の登録の取消しにまで至ってしまうと、当該接続及び当該接続による電気通信役務の提供が不可能となり、却って本末転倒となる。これらのことから、必要性についても肯定されよう。均衡性については、この場面における均衡性の審査に当たっては当該電気通信事業者の当該接続協定という契約を締結しない自由との均衡性が問われるが、一般に契約を締結しない自由を保障すべき理由として挙げられている事由がこの場面においては問題とならない(一般に契約を締結しない自由を保障すべき理由としては、「意思自治・自己決定権の尊重」、「契約内容が合理化されること」、「第三者との取引の可能性を広く残すことによる社会全体としての効率性の向上」、「情報量・情報処理能力の低い当事者に十分な検討の機会を保障すること」などが挙げられている〔中田裕康『契約法 新版』114頁(有斐閣、令3)参照。〕。この場面においては、当事者の双方が最終利用者ではなく電気通信事業者であり、当該電気通信事業者が営利企業たる法人である限りにおいて、その経済活動の一環としてする契約締結の自由(契約を締結しない自由を含む。)は憲法22条・29条により保障されるものであり、個人に係る意思自治・自己決定権の尊重が問題となるわけではない。また、この場面においては細目についての協議が既に調っている段階であることから、

契約内容の合理化、第三者との取引の可能性を広く残すことによる社会全体としての効率性の向上及び当事者に十分な検討の機会を保障することが更に求められるわけでもない。また、この場面においては当該接続協定の細目についての協議が既に調っていること及び同法32条各号に掲げる場合に該当しないことの双方を前提としていることから、当該請求を受けた電気通信事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれ、当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれ、当該接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれ及び当該接続に應ずるための電気通信回線設備の設置又は改修の技術的又は経済的に著しき困難のいずれもないことが前提となる。これらのことから、均衡性についても肯定されよう。

電気通信事業法32条の規定は「利用者利便の増進及び公正競争の促進を図る観点から設けられたものである」(情報通信審議会・前掲・5頁参照。)とともに、前述したとおり、同条の請求をした電気通信事業者の当該請求に係る接続及び当該接続による電気通信役務の提供を可能とするという個別的な私益を法律上保護された利益として個別的に保護することをもその目的として包含する保護法規と解される。このため、同条の規定は、「取引と密接な関連を有する法令」であり、「当事者の利益を保護することを目的(の一つ)とする法令(「取引利益保護法令」)」、及び「取引の環境となる市場秩序の維持を目的とする法令(「経済秩序維持法令」)」、の双方に該当するものであり(大村敦志『契約法から消費者法へ』201頁(東京大学出版会、平11)参照。)。「法令自身が、取引とは無縁の規制目的を追求するのではなく、まさに取引を念頭において規制を行う以上は、その規制は私法と切断されたものではありえない」と説かれている(大村・前掲・179頁参照。)。この説に依れば、同条の規定も、私法と切断されたものではあり得ない。

また、近時の学説においては、締結強制を認める根拠と限界として「申込者に契約の代替可能性がないこと」、「申込みを求める正当な利益があるのかに着目し・・・申込者が法律上保護に値する利益を有している」こと、「締結強制に関する規定に基づき、一定の条件で契約の締結に応じており、給付内容も明確であるため、拒絶者・・・に契約締結志向が存在する」こと及び「拒絶者の給付能力が考慮されていること」の四点を挙げるものがある(谷江陽介『締結強制の理論』159-160頁(成文堂、平28))。この説に依って分析するに、電気通信事業法32条各号に掲げる場合に該当せず、かつ、同条の請求に係る接続に関する接続協定の細目についての協議が既に調っているという段階に至っているにもかかわらず、同条の請求を受けた電気通信事業者が当該接続協定の締結に応じないという場面においては、ほかならぬ当該請求に係る接続でなければ当該接続による電気通信役務の提供があり得ないことから第一の要件については肯定されるほか、同条各号に掲げる場合に該当しないことから第二及び第四の要件についても肯定され、接続協定の細目についての協議が既に調っていることから第三の要件についても、同条の規定に基づけば、否定し得ないものと解される(論者も、締結強制に関する規定がある場合には「拒絶者が契約締結志向を有することは明らかである」と説く(谷江・前掲・95頁参照。))。

さらに、前述した下級審裁判例は、「原告らが、協定の具体的な内容を定めた上で・・・電気通信事業法32条に基づき、被告らに対し承諾の意思表示を請求することができるかを検討するに・・・電気通信事業法は・・・当事者間に協議が調わなかったときには、総務大臣の裁定により協定の具体的な内容を定めることとし、これにより同条の規定を担保することとしたものと解されるのであって、当事者の協議が調わない場合に・・・裁定の経緯を経ないまま、一方の当事者が協定の具体的な内容を定め、その承諾の意思表示を請求することにより、相手方にその内容を強制できるとする理由は見出し難く、このような事態は電気通信事業法32条の想定するところではないと解される」としているが、接続協定の細目についての協議が既に調っており、接続協定の具体的な内容が既に定まっているという場面においては、この下級審裁判例とは事案を異とし、「承諾の意思表示を請求することにより、相手方にその内容を強制できるとする理由」が「見出し難く」はなく、同条「の想定するところではないと解され」ないわけではないと解する余地を否定するものではないようにも見受けられる。

接続協定の締結以後の段階における問題については、接続協定という契約の違反の有無を問えば足りるので、電気通信事業法32条の規定を持ち出すまでもない。

(4) 平成9年法97号による電気通信事業法の一部改正により接続請求応諾義務が創設された際には、接続請求応諾義務の名宛人は、参入及び退出の双方について許可を要し、各種公益事業特権が付与されていた第一種電気通信事業者のみであった。当時の接続請求応諾義務は、第一種電気通信事業者の電気通信回線設備が「利用者利便の増進及び公正かつ有効な競争の促進の観点から、いわゆる公益事業特権を認められて構築される公共的なインフラストラクチャーである第一種電気通信事業者のネットワーク」を構成するものであることに鑑みて、「利用者に対する役務提供義務(電気通信事業法第34条)と同様に」、第一種電気通信事業の許可の法律要件の効果として、第一種電気通信事業者のみを対象として、公益事業特権の付与と同時に課される義務として創設されたものであった(電気通信審議会「接続の基本的ルール」の在り方について答申」7頁(平8)参照。)ことから、公益事業特権の付与及び利用者に対する役務提供義務とも相俟って第一種電気通信事業に係る公益事業特権の制度の一環をなすものと理解されるものであった(通底する指摘として、小山剛『「憲法上の権利」の作法 第3版』194頁(尚学社、平28)参照。)。平成15年法125号による改正後には、接続請求応諾義務の名宛人が電気通信事業者一般となり、接続請求応諾義務と公益事業特権の付与の関係が切断されてしまい、接続請求応諾義務が単なる権利の制限に変質しているようにも見受けられる。接続請求応諾義務の名宛人の範囲又は対象とする電気通信設備の範囲に関し時宜を得て見直すことが必要であろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 2件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 福田雅樹
2. 発表標題 接続義務の内容及び私法的効果に関する一考察
3. 学会等名 情報通信経済法研究会（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 福田雅樹
2. 発表標題 接続義務に関する序論的考察
3. 学会等名 情報通信法学研究会通信法分科会（招待講演）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Hitoshi Mitomo Ed.	4. 発行年 2020年
2. 出版社 Springer Nature Singapore Pte Ltd.	5. 総ページ数 286
3. 書名 Telecommunications Policies of Japan (Masaki Fukuda, "Developments of the Regulatory Systems concerning Interconnection", pp 37-64)	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------